

大分トラック情報



四浦半島の河津桜(津久見市)

TOPICS・重要なお知らせ

- 助成金申請手続きについて
- 「トラックの森」植樹式を開催
- 新型コロナウイルス対策について
- 大分県トラック協会のホームページリニューアルのお知らせ



公益社団法人 **大分県トラック協会**

大分市向原西1丁目1-27
TEL 097-558-6311
FAX 097-552-1591
URL <http://www.ota.or.jp>

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

[illegible]

目 次

1. 助成金申請手続きについて	1
2. 各種助成制度について	2
3. 「トラックの森」植樹式を開催	3
4. 令和元年度 企業物流セミナーを開催	5
5. 令和元年度 経営トップ安全セミナーを開催	7
6. 経営分析調査報告書 ホームページ掲載のお知らせ	9
7. 労働環境実態調査報告書 ホームページ掲載のお知らせ	9
8. 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	10
9. 令和2年 春の全国交通安全運動 実施要綱	11
10. 令和2年度 大分県交通安全県民運動 実施要綱	13
☆青年部だより	17
☆行政だより	
(1) 新型コロナウイルス対策について	
① 感染予防対策への協力をお願いします	18
② 新型コロナウイルスを防ぐには	19
③ 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業向け）	21
④ 雇用調整助成金の特例を実施します	25
☆国税だより	27
☆大分産業機械技能教習所だより	28
☆陸災防だより	29
令和2年度「安全衛生標語」募集のご案内	31
☆お知らせ	
(1) NASVAからのお知らせ	34
(2) 大分県トラック協会のホームページリニューアルのお知らせ	35
(3) 自動車運送事業に係る令和元年度第2回運行管理者試験の中止について	36
(4) 会員名簿訂正の方のお願い	36
(5) トラック運送業界の景況感（令和元年10月～12月期）	37
(6) 燃料情報	37
(7) 行事予定表	39
(8) 帳票関係FAX注文書	40

**当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。**

重要 助成金申請手続きについて

実施期間により受付時間が異なりますのでご確認ください。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
第1期	4～6月実施分を7/19までに提出												
第2期				7～9月実施分を10/21までに提出									
第3期							10～12月実施分を1/20までに提出						
第4期										1～3月実施分を3/23までに提出			
調整期間													
				第1期分の助成金の支払			第2期分の助成金の支払		助成金調整の協議	第3期分の助成金の支払		第4期分の助成金の支払	3月の助成額の確定月
													3月の確定額の支払

- ・原則、この期間での処理としますが、本スケジュールにそぐわない個別に定めのある以下の助成金制度は除きます。

各要綱及び申請書ダウンロードの整理番号 No.1、2、6、7、13、14、20、22、23

- ・全ト協分は取扱い及び年度末の締切が異なりますので、事務局にお問い合わせ下さい。

令和元年度 各種助成金について

☆助成金申請手続きについて

1～3月に実施した分は

令和2年3月23日が締切です。

提出漏れのないようご注意ください。

※詳しくは、大分県トラック協会ホームページをご覧ください。

(公社)大分県トラック協会・陸災防大分県支部会員の皆様へ

～ 次のような各種助成制度があります ～

(公社)大分県トラック協会

No.	制 度 名	金 額	摘 要
1	運行管理者講習助成	1名あたり 3,100 円	無料講習(一般講習、2年に1回)
2	整備管理者講習助成	テキスト代助成	無料講習(定期研修、2年に1回)
3	安全教育訓練促進助成	1名あたり 10,000 円(受講料の2分の1)	教習受講者
4	中型・大型・牽引免許取得助成	1名あたり 20,000 円(中型免許・限定解除(5t・8t)) 1名あたり 40,000 円(大型・牽引免許)	1事業者につき2名まで
5	運転記録証明手数料助成	1名あたり 630 円	車両台数の1.5倍
6	適性診断受診料助成	1名あたり 2,300 円(一般・C般診断) " 4,700 円(初任・適齢診断)	(一 般) (公社)大分県トラック協会 自動車事故対策機構へ申込 (初任・適齢者) 自動車事故対策機構へ申込
7	運輸安全マネジメント講習助成	1名あたり 5,100 円	自動車事故対策機構にて講習受講者
8	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成	1名あたり 500円～2,500円	全協指定検査機関 検査料の2分の1助成 車両50両未満 20名まで、50両以上 30名まで
9	健康診断等検診助成	1名あたり 1,500 円	乗務員に限る
10	血圧計導入促進助成	上限 30,000 円	購入価格の2分の1、1事業所につき1台を限度
11	環境対策推進事業助成 (グリーン経営・ISO・ エコアクション21取得助成)	1社あたり 100,000 円(新規) " 50,000 円(更新)	エコアクション21・(新規・更新)50,000円
12	アイドリングストップ支援機器導入促進助成	上限 10,000 円	1事業所1台限り、購入価格の2分の1
13	低公害車導入促進助成	1台あたり 50,000 円 HB・CNG車	ハイブリッド・CNG車
14	モーダルシフト推進助成	(フェリー) 新規 (さんふらわあ 2,600円、その他 1,800円) 維持 (さんふらわあ 1,000円、その他 500円) (RORO船) 運転手+車両 5,000円、車両のみ 2000円 (J R) 維持 月の利用額の20%	利用実績による。(保有台数に上限あり) 上限 50,000円/月
15	EMS機器導入促進助成	" 10,000 円	双方車両台数の30%上限
16	ドライブレコーダー機器導入促進助成	" 3,000 円 ～ 10,000 円	
17	アルコールチェッカー普及促進助成	1事業所あたり 2,000 円 (携帯型)	車両台数の30%上限
18	ETC2.0車載器購入促進助成	1台あたり 2,000 円	車両台数の30%上限 新たに購入し装着・セットアップした車両
19	安全装置等導入助成	" 10,000 円	車両台数の30%上限(後方視野支援確認装置、 アルコールインターロック)
20	ドライバー等安全教育訓練施設助成	1名あたり 38,000 円	契約教習受講者(ドライビングアカデミーONGA)
21	支部交通事故対策活動助成	実績に応じて支給	支部対象(飲食・旅費は除く)
22	可動式突入防止装置導入促進助成	" 60,000 円	車両台数の30%上限
23	利子補給事業	一般 0.3% 環境対策 0.3%	長期プライムレートに対する補給率
24	信用保証料助成	上限 300,000 円(保証料の2分の1)	信用保証協会の保証料(セーフティーネット融資等)

陸災防大分県支部

1	健康診断等推進助成	1名あたり 1,500 円(上限)	乗務員を除く事務員・荷役作業員等に限る (被けん引を除く車両台数まで)
2	深夜業務従事者健康診断推進助成	" 1,500 円(上限)	深夜業務従事者の2回目の健康診断に限る (被けん引を除く車両台数まで)
3	ストレスチェック促進助成	1名あたり 500 円	1会員につき50名を上限とする
4	脳・心臓疾患検査助成	1名あたり 5,000 円(上限)	検査費用の2分の1を助成

「トラックの森」植樹式を開催

2m程成長した苗木65本を植樹

植樹式の様子



挨拶する仲会長



嘉村大分運輸支局長



遠藤交通政策課長



公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は公益財団法人森林ネットおおいた（重本悟理事長）の協力により2月8日(土)、大分市久土の「トラックの森」において植樹式を開催、会員やその家族ら約80名が参加した。

植樹に先立ち、主催者である仲会長が「当協会では環境保全に対する取組みに重点を置き活動しており、平成24年からこの事業を実施し、本日は会員事業者とその家族ら約100名もの方にご参加いただいている。大分県農林水産部の森との共生推進室から苗木の提供をいただき、これまでに1,400本を植樹してきた。トラックの森事業を今後も幅広く展開していくため、来年度以降は新たな場所で継続・実施していく所存であるので、今後ともご協力をお願いしたい」とあいさつした。

次いで、大分運輸支局の嘉村英夫支局長、大分県企画振興部観光・地域局の遠藤健人交通政策課長から、それぞれ来賓祝辞が述べられた。

式のあと、参加者は森林ネットおおいたの担当者から植樹方法等の説明を聞いたのち、新しい植樹地2箇所へそれぞれ移動。用意された苗木65本（ヤマザクラ25本、ヤマモミジ25本、ヤブツバキ15本）を植樹した。

例年では200本の苗木を植樹しているが、今回は周りの樹木がある程度成長した場所での植樹のため、2メートル程成長した苗木が用意された。

植樹を終えた後、閉会式を行い、大分県トラック協会交通・環境対策委員会の三宮俊二委員長が、参加者に感謝の言葉を述べたのち、「この場所で9年間かけて植樹を行ってきたが、植える場所も少なくなり、また別の場所を探して整備しながら、これからもトラック



三宮委員長の閉会挨拶

クの森事業を続けていきたい」と述べ、植樹式は終了した。

全日本トラック協会では、業界の地球温暖化対策の一環として、平成15年からトラックの森づくり事業を推進している。

大分県トラック協会では平成24年から、これまでに延べ約700名が参加、約9,800平方メートルに苗木1,465本の植樹を行ってきた。

植樹のようす



植樹する仲会長



植樹する嘉村支局長



植樹後に仲会長と来賓両名
と一緒に記念撮影



参加者全員で苗木を植樹



植樹する遠藤課長

令和元年度 企業物流セミナーを開催

青年部「大運会」が担当

公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は2月6日(木)、大分市田室町のレンブラントホテル大分において「令和元年度企業物流セミナー」を開催した。

はじめに、セミナーを担当した青年部会の佐藤政信会長が「トラック運輸業界を取り巻く環境は、ドライバー不足、働き方改革、運賃価格の低迷など様々な課題が山積しており、極めて厳しい経営環境にある。そこに拍車をかけ、情報があふれる社会となり、人が物やサービスのみを追求するといった激動の世の中となっている。我々青年経営者も学ぶことが全ての基本と考え、本日は特にその事業経営に有効であると考えられる当セミナーを開催することとなった。この業界の活性化は我々の肩にかかっており、如何に真摯に事業経営をしていくか、如何に本気で取り組んでいくかということが重要視される。そのことを目的に、本日は高橋講師からご講話いただく。今後の事業経営に活かしていただきたい」と挨拶した。



佐藤青年部会長



嘉村大分運輸支局長



続いて、来賓の大分運輸支局の嘉村英夫支局長が「国土交通省として関係各省庁や関係団体と連携・協力しながら、ホワイト物流推進運動やトラック輸送サービスを持続的に提供可能とするガイドラインを作成し、環境整備を進めている。現在、トラック産業を取り巻く状況も徐々に変わりつつあるが、物流産業は“経済活動や国民生活を物流で支える”という使命に変わりはない。物流におけるトラックのあり方を荷主企業と共同で検討・改善を行い、引き続き使命達成に向けてご尽力いただきたい」と述べた。



高橋講師

セミナーは、講師に船井総研ロジ株の高橋竜二氏を招き「今こそ時流に適した革命を～物流業界の現状と成功事例～」をテーマに約二時間弱の講演が行われた。

経営コンサルティング事業を行う同社のこれまでの取組事例をもとにした内容で、①業界動向と時流適応戦略②ドライバー採用・定着事例③規模別の先進的な取り組み、について説示。特に、ドライバー採用・定着事例は時間を割き、七つのス

テップを順に説明、自社の応募から採用までの数値を抑える、スマートフォン対応した採用強化型ホームページを構築する、応募から面接までの仕組みを見直す、初期教育方法・教育フローを見直す、退職者の本当の理由を分析する、とまとめた。

最後に、質疑応答が行われ「ホームページ作成の費用はいくらぐらいかかるのか」、「人材の定着に地域的な特徴はあるのか」、「九州・大分に適した取組みはあるのか」などの質問に佐藤講師が答えた。

なお、今年度は新たな取組としてセミナーの運営を青年部「大運会」が担当した。



セミナーのようす

令和元年度 経営トップ安全セミナーを開催

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)は2月28日(金)、大分県トラック会館において「令和元年度 経営トップ安全セミナー」を開催、約40名が参加した。

はじめに、主催者を代表して、広沢稔専務理事が、感染被害が拡大している新型コロナウイルス肺炎に関して「我々の業界のみならず世界的規模で最大の課題が新型コロナウイルスへの対応である。最悪の場合、世界中で経済活動が停滞し、生産も大きく減少する可能性もある。また、物流に関しても量的に激減する。トラックドライバーが感染すれば、物を運びたくても運べない状況も起きうる。このような事態にならないよう、労働環境、職場環境を健全で、かつ健康的な状況で維持していくことが大切である。手洗い、うがいを各職場で実施していただき、体調不良の際には躊躇無く自宅待機などの態勢を整備してもらいたい」と注意喚起を行った。

続いて、三井住友海上経営サポートセンター経営リスクアドバイザーの横山智之氏が「昨年に働き方改革が施行された。従前より呼称していた『ホワイト経営』が『働きやすい職場認証制度』と変わった。本日のセミナーの中でこの制度のことについても説明があるので、ぜひ参考にしていただきたい」と挨拶した。

セミナーは、(株)コヤマ経営代表取締役の小山雅敬氏を講師に迎え、「働き方改革そしてホワイト経営の見える化へ」、サブテーマに「トラック運送会社から相談が多い諸課題への対応策」と題した講話が行われた。

経営コンサルタントを行う小山氏のもとへ、最近相談が多い内容については、①人手不足に伴う人材確保対策②残業代請求、ハラスメント問題等、労務トラブルへの対策③年次



広沢専務理事



横山アドバイザー



経営トップ安全セミナー会場のようす



小山講師

有給休暇の付与義務対策④時間外労働上限規制への対策⑤同一労働同一賃金法制化への対策⑥社内規程や賃金体系の整備⑦最低賃金上昇対策⑧事業継承に向けた社内整備⑨行政処分対策、等となっており、特に「働き方改革」に密接の関連した重要な項目について説示を行った。

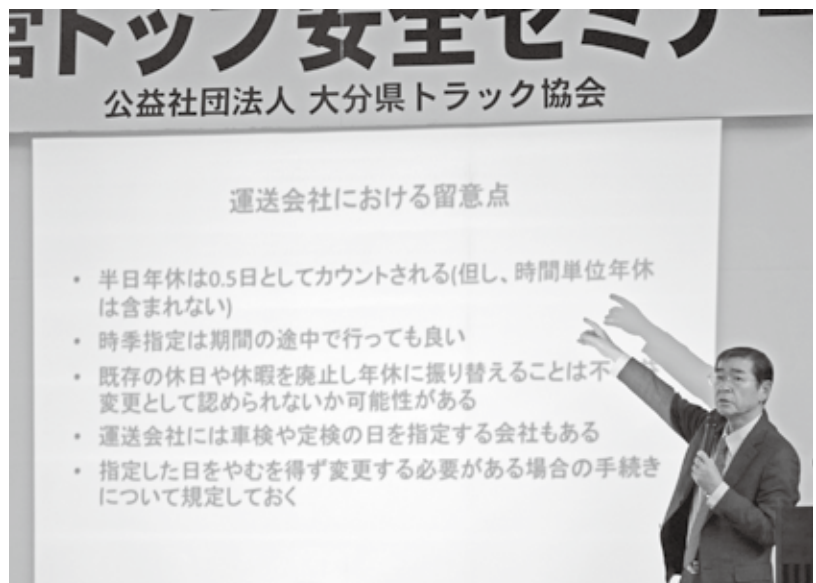
人材の確保と定着に必要な対策として、中期的対策と短期的対策、さらに中小運送会社の採用成功事例を紹介。また、記載項目等が変更された求人票のポイントとネット求人の有効性、スマホを活用した求人戦略等を推奨した。

続いて、運送業で多発する労務トラブルの実態を紹介し、会社を守る規程の見直しが重要だと説明。さらに、トラックドライバーの賃金体系について、歩合給の導入割合が多いことを指摘し、①基本給＋運行時間外（深夜手当）②固定給＋業績給（歩合）＋時間外＋深夜③業績給（歩合）＋時間外＋深夜、などの賃金構成から自社の実態に合わせた賃金構成に変えることが重要であると説明した。

求人票の記載と最低賃金、時間外手当などと深く関わる賃金構成の内容をホワイトボードに給与金額の例を示しながら詳細に説明した。

また、「働き方改革」の時間外労働上限規制や年次有給休暇の付与義務、同一労働同一賃金などに的確に対応し、後のトラブルを防ぐために、自社の就業規則を見直し、必要と思われるものは必ず記載することを勧めた。

続いて、「ホワイト経営認証制度」の説明が行われ、自動車運送事業のホワイト経営の「見える化」検討会で進められている制度について、認証項目案や認証実施団体、認証事業者に対するインセンティブを説明。認証項目の達成状況に応じ「一ツ星」から「三ツ星」の3段階で認証し、認証事業者のトラックに認証マークを貼付、ホームページの掲載や事業所等への掲示、求人票への記載などが許可される。また、認証項目について、取得しやすい項目を示し、最後に「Gマーク制度と同じように企業の優良性（より働きやすい労働条件・労働環境、法令遵守、安全管理態勢）が「見える化」によって、求職者や地域にアピール出来るので、多くの企業に取得してもらいたい」と述べた。



セミナーのようす

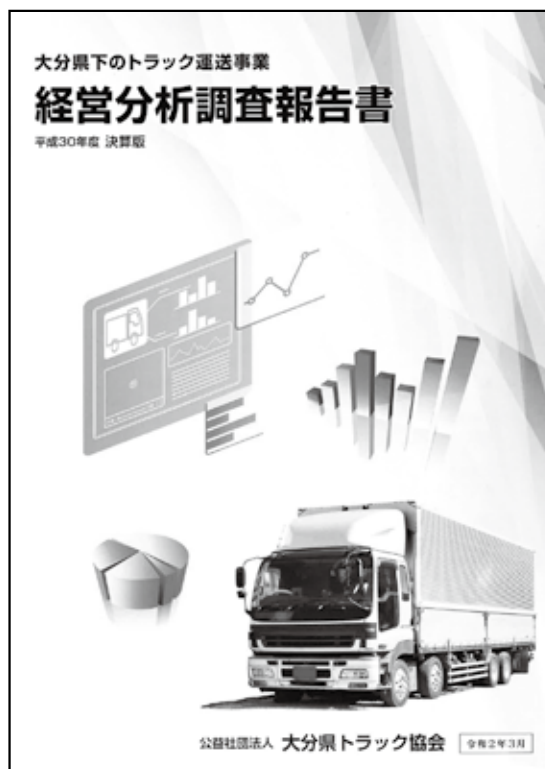
経営分析調査報告書 ホームページ掲載のお知らせ

大分県トラック協会ホームページに掲載しますので、お知らせします。

○HPアドレス：<http://ota.or.jp/>

◇大分県下のトラック運送事業 「経営分析調査報告書」

会員企業から国土交通省へ届出のあった事業報告書（平成30年度）のデータを分析し、平均的な会員企業の姿を導き出した報告書。



労働環境実態調査報告書 ホームページ掲載のお知らせ

大分県トラック協会ホームページに掲載しますので、お知らせします。

○HPアドレス：<http://ota.or.jp/>

◇大分県下のトラック運送事業 「労働環境実態調査報告書」

運送業界の労働環境・雇用実態を把握し、諸課題に対する取組、就労環境改善に向けた今後の対応策を検証するため、会員企業へアンケート調査（令和元年度）を行い、その結果を集計・分析した報告書。



街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和2年2月に実施された結果についてご報告致します。

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	備 考
大 分 西	中 央 西	7：30～ 8：00	大分市新川町 新川交差点	8 社	8 人	2月20日
	大 分 南	7：30～ 8：00	由布市庄内 由布市市役所横交差点	2 社	5 人	2月20日
大 分 東		7：30～ 8：00	大分市 大分東警察署前	8 社	9 人	2月20日
別 杵	日 出	7：30～ 8：00	日出町 佐尾交差点	8 社	22人	2月20日
県 北	中 津	7：45～ 8：15	中津市 田尻交差点	13社	19人	2月20日
	宇 佐	7：45～ 8：15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	9 社	10人	2月20日
西 部	玖 珠	7：30～ 8：00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	3 社	4 人	2月20日
	日 田	7：30～ 8：00	日田市 玉川交差点	4 社	5 人	2月20日
県 南	臼 津	11：00～11：30	臼杵市 臼杵津久見警察署前	11社	11人	2月12日

※2月28日現在、報告受理分のみ掲載

街頭啓発活動の様子



西部支部日田分会



県北支部中津分会



県北支部宇佐・高田分会



西部支部玖珠分会



別杵支部日出分会



大分西支部中央西分会



県南支部臼津分会



大分西支部大分南分会



令和2年

春の全国交通安全運動実施要綱

1 目的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民をとりまく交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として全国一斉に展開されるものです。

2 期間

令和2年4月6日（月）から同年4月15日（水）までの10日間

【一斉行動日】

4月6日（月）、15日（水）

【交通死亡事故ゼロを目指す日】

4月10日（金）



※4月6日 8:00～ 県警・県による出発式を実施予定（県庁舎）

3 運動の重点（裏ページ参照）

- 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 自転車の安全利用の推進



4 運動の実施要領

(1) 各機関・団体の実施要領

- 連携を密にして、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する。
- 組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいよう創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、各種啓発活動などの諸活動を展開し、又は支援する。
- マスメディア、インターネット、SNS、ポスター、広報車等各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図る。
- 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮を行う。

(2) 県・市町村の実施要領

地域、家庭、職域、幼稚園・保育所・小学校、高齢者が利用する機会の多い施設等において、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図りながら、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るための諸活動を展開する。

5 効果評価の実施

各機関・団体及び県・市町村は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努める。

※ 運動終了後に、県交通安全推進協議会事務局においてとりまとめを行います



大分県交通安全推進協議会

事務局：大分県生活環境部生活環境企画課

子供を始めとする歩行者の安全の確保

【運転者は】

- 子供や高齢者などの歩行者への思いやりのある運転に努めましょう
- 通学路・教育関係施設・病院付近等では特に注意をしましょう
- 横断歩道を通行する際は、歩行者の有無についてよく確認し、右左折時には歩行者がいなくても横断歩道の手前で徐行・一時停止を心がけましょう

【歩行者は】

- 歩行中の重大事故の多くは歩行者の交通違反も一因です
- 交通ルールを守り、左右の確認をして横断歩道を渡りましょう

横断歩道でのマナーアップを！

★県内の信号のない横断歩道で歩行者がいる時、一時停止するドライバーは15%と全国平均の17.1%を下回っています(2019年JAF調査)。



【保護者・学校は】

- 日常生活や教育現場の中で、子供たちと交通ルールを守ることの大切さについて話し合う機会をつくりましょう

低学年児童の交通事故に注意！

★歩行者の事故では、低学年の児童が被害に遭う傾向が高く、全世代に比べると約3倍になっています(7歳児)。春先はまだ通学になれない子供達の保護が必要です！



高齢運転者等の安全運転の励行

【高齢運転者は】

- 加齢等に伴う身体能力の変化が運転に及ぼす影響(認知機能の低下、反射神経の鈍化等)について理解を深め、一層の安全運転に努めましょう

【全ての世代の人は】

- 自動ブレーキ等の先進安全装置が搭載された安全運転サポート車(通称サポカー)の普及啓発に努めましょう
- 運転に不安を覚える高齢運転者等に運転免許自主返納支援制度や相談窓口を周知し、運転免許の自主返納を促進しましょう

免許自主返納の支援概要・相談先

★県内15市町村で自主返納者に対する支援(各種交通券・商品券の交付など)を行っています。

★運転免許返納支援に関するお問合せ・各市町村・大分県生活環境企画課 097-506-3062

★運転免許自主返納手続きに関するお問合せ・各警察署・運転免許センター 097-528-3000

自転車の安全利用の推進

- 自転車安全利用五則を守りましょう
- 自転車利用者が加害者になる事故に備え、損害賠償責任保険に加入しましょう

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 交通ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先：097-506-3060

大分県 交通安全だより 検索



令和2年度 大分県交通安全県民運動実施要綱

1 目的

この運動は、「第10次大分県交通安全計画」（平成28年度～令和2年度）に基づき、交通事故ゼロを目指して、県民一人ひとりに交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図るための県民総ぐるみ運動を展開することで、交通事故を防止することを目的とする。

2 期間

令和2年4月1日（水）から 翌年3月31日（水）までの1年間

3 年間スローガン

おこさず あわず 事故ゼロ



4 運動の推進事項（次ページ参照）

● 交通事故の総量抑止 ～交通法令の遵守と交通マナーアップの推進～

- 横断歩道でのマナーアップの推進 ～横断歩道は歩行者優先～
- 追突事故の防止～3秒の車間距離～
- 自転車の安全利用の促進
- あおり運転・ながら運転の禁止
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

● 高齢者と子供の交通事故防止

- 高齢者と子供の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 運転に不安を覚える高齢者・家族への支援の促進

● 飲酒運転の根絶 ～飲んだらのれん～

- 「飲酒運転を絶対にしない・させない」気運の醸成
- 「飲酒運転を許さない」社会環境の整備

5 運動の推進方法

- (1) 各機関・団体は、連携を密にし推進体制を確立するとともに、上記「運動の推進事項」を実践するにあたっての推進計画を策定のうえ、年間を通じて、実情に即した効果的な啓発活動を実践すること。

毎月 1日	交通マナーアップの日
毎月 20日	県民交通安全日
	飲酒運転根絶県民運動の日

- (2) 各機関・団体は、四季の交通安全運動期間中に定める「運動の重点事項」を各所属の全職員に周知させるとともに、組織の特性をいかした諸活動を展開し、「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるように努めること。

春の全国交通安全運動	4月6日（月）から 4月15日（水）まで	10日間
おおいた夏の事故ゼロ運動	7月13日（月）から 7月22日（水）まで	10日間
秋の全国交通安全運動	9月21日（月）から 9月30日（水）まで（予定）	10日間
おおいた冬の事故ゼロ運動	12月9日（水）から 12月18日（金）まで	10日間

- (3) 各機関・団体は、各種キャンペーン等に積極的に参加し、開催趣旨に則した活動を展開すること。

交通安全県民大会	9月3日（木）ホルトホール大分（予定）	
横断歩道でのマナーアップキャンペーン	7月1日（水）から7月31日（金）まで	31日間
飲酒運転根絶キャンペーン （イベント）	11月20日（金）から12月20日（日）まで 12月11日（金）竹町ドーム広場	31日間

大分県交通安全推進協議会

交通事故の総量抑止

～ 交通法令の遵守と交通マナーアップの推進 ～

横断歩道でのマナーアップの推進 ～横断歩道は歩行者優先～

- **運転者**は横断歩道の手前で徐行・一時停止して歩行者を優先しましょう
- **歩行者**も交通ルールを守り、左右の安全確認をして横断歩道を渡りましょう

- ★ 過去5年間の歩行者死亡事故では道路横断中の事故が約8割で、そのうちの約4割が横断歩道やその付近で発生しています!
- ★ 県内の信号のない横断歩道で歩行者がいるとき一時停止するドライバーは、15%と全国平均を下回っています (R元年 JAF調査)
- ★ 歩行者の重大事故の多くは歩行者の交通違反も原因となっています



追突事故の防止 ～3秒の車間距離～

- **前をよく見て、制限速度を守りましょう**
- **前の車と3秒の車間距離を空けてゆとりのある運転を心がけましょう**

- ★ 県内の交通事故の4割以上を追突事故が占めています (R元年全国ワースト2位)



自転車の安全利用の促進

- **自転車安全利用五則を守りましょう**
- **自転車加害者になる事故に備え、損害賠償責任保険等に参加しましょう**

- ★ 県内の自転車に起因する交通事故の約5割を高校生と高齢者が占めています (R元年)



あおり運転・ながら運転の禁止

- **幅寄せ・割り込み・車間距離不保持等の「あおり運転」は重大事故につながる極めて危険な行為で、厳しく処罰されます**
- **通話したりスマホを見ながらの「ながら運転」の罰則が厳しくなりました**

- ★ 携帯電話使用等 (保持使用) の罰則等 違反点数3点 (普通車) 反則金18,000円



夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- **運転者**は早めのライト点灯とライトアップ走行に努めましょう
- **歩行者**は早朝・夕暮れ等の外出時は明るい服装と反射材着用に努めましょう

- ★ 秋から冬にかけて日没が早まり、交通量の多い時間帯と日没時間帯が重なることから、運転者は歩行者や自転車を見落としがちとなり、交通事故が多発しています!



全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- **一般道でも後部座席のシートベルト着用は義務化されています**
- **子供たちを守るために、チャイルドシートは正しく着用しましょう**

- ★ 県内の後部座席のシートベルト着用状況は、一般道で26.7% (全国平均39.2%、全国ワースト4位)、高速道で67% (全国平均74.1%)と、いずれも全国平均を下回っています (R元年 JAF調査)



高齢者と子供の交通事故防止

高齢者と子供の安全な通行の確保

- 高齢者や子供への優しいマナーと思いやりのある運転に努めましょう
- 通学路や、未就学児などが移動する通行路での安全を確保しましょう

★ 小学生は低学年ほど歩行中の事故に遭いやすい傾向があります



高齢運転者の交通事故防止

- 高齢者事故の特徴を踏まえた、日常生活における交通安全教育や広報啓発動を行いましょ
- 安全運転サポート車や、後付け安全装置の普及促進に努めましょ

★ 昨年の死亡事故のうち、高齢運転者の事故は4割以上を占めています



運転に不安を覚える高齢者・家族への支援の促進

- 高齢者の運転免許自主返納支援制度の周知を図りましょ
- 高齢者の事故を社会全体の問題と捉え、運転に不安を覚える高齢者やその家族を支援する環境を構築しましょ

★ 全国の70歳以上の免許保有者は30年で約10倍になっています
(平成元年 約109万人 → 平成30年 約1,130万人)



飲酒運転の根絶 ～ 飲んだらのれん ～

「飲酒運転を絶対にしない・させない」気運の醸成

- 「飲酒運転を絶対にしない・させない」運転者教育を推進しましょ
- 県民一人ひとりが共通の認識を持ち、飲酒運転を根絶しましょ

★ ドライバーだけでなく、同乗者やお酒・車両を提供した人も処罰されます



「飲酒運転を許さない」社会環境の整備

- ハンドルキーパー運動の周知や公共交通機関の利用促進を図りましょ

★ 二日酔いの状態でも飲酒運転になります！
★ アルコールが体内から抜けるのに、次の図の飲酒量で約4時間が必要



※個人差があります



大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先：097-506-3060



大分県交通安全推進協議会活動概況



1 広報啓発事業

交通安全のチラシ・ポスターをはじめ、反射材、うちわ、ポケットティッシュ、エコバッグなどの啓発品等を作成し、交通安全イベント・キャンペーンや街頭活動などを通じて掲示・配布しているほか、県、県警、交通関係団体が主催する交通安全行事に参加しています。

大分県 交通安全だより [検索](#)



2 交通安全教育事業

県、県警、市町村、県交通安全協会などと協力して、幼児から高齢者を対象に各地域・職域で交通安全教室や、体験型交通安全講習などを開催しています。






★ 県では、

- ・「交通安全教育講師派遣事業」を行なっています。交通安全教育講師の派遣費用は無料です。
- ・「交通安全教育DVD無償貸し出し事業」を行なっています。DVDは40種類あります。

是非、ご利用してください！

お問合せ先 県交通安全推進班 097-506-3062

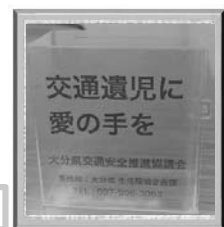
3 交通事故被害者支援事業

県民の皆様方の善意の寄付金により、交通事故により保護者を亡くされた遺児の方に、各種助成金を給付しています。皆様からの温かいご支援をお待ちしております。

お問合せ先 県交推協事務局 097-506-3063

★ 県では、交通事故にお困りの方を対象に「交通事故相談所」を開設（祝休日を除く8:30～12:00、13:00～17:15）しています。電話相談や、各地域への巡回相談も行なっています。相談は無料です気軽に相談ください！

お問合せ先 県交通事故相談所 097-506-2166



大分県交通安全推進協議会

青年部だより

令和元年度（公社）全日本トラック協会 青年部会「全国大会」へ参加

2月21日(金)に、標記大会が東京都「京王プラザホテル」にて開催され、大分県の青年部からは佐藤政信会長をはじめ7名が参加した。なお、今年度の九州ブロック長である佐藤会長は、全国青年部の副部長として、大会運営にも携わった。

大会は「誇りを形に！！物流の未来へ」のテーマのもと、全国から青年物流経営者ら760名が集い、「青年経営者等による先進的な事業取り組みに対する顕彰」の授与式・受賞者事業発表、青年部活動報告、研修が行われた。

研修では、講師の(株)MTG取締役会長 大田嘉仁氏（京セラ(株)元常務、日本航空(株)元専務）から「働く意識を変える－JAL再生から学ぶ経営者のあり方」をテーマに講演をいただき、働き方改革と経営改革に直面している参加者たちは熱心に聴講していた。



佐藤副部長



大会会場

令和元年度「企業物流セミナー」を開催

大分県トラック協会青年部は2月6日(木)、標記セミナーを開催した。

本セミナーは今年度からの新たな取り組みとして、従前は協会事業であったセミナーを、青年部が担当し運営・開催したものである。

詳細については、本誌5ページをご覧ください。

◇青年部会員を募集しています

- ・協会会員事業所で、48歳以下の経営者、後継者及び管理者

【問合せ】 公益社団法人 大分県トラック協会青年部事務局 三好・岡部

電話 097-558-6311 メール miyoshi@ota.or.jp



感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--

令和2年2月17日改訂版

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業向け）

問1 感染が疑われる方については、どのようにすればよいのでしょうか。

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」でご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

なお、これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

問2 労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

2月1日付けで、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が就業制限や入院の勧告等を行うことができることとなります。

感染症法により就業制限を行う場合は、感染症法によることとして、労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはしませんが、感染症法の制限に従っていただく必要があります。

問3 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合ってください、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。

なお、賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的

に勘案すべきですが、法律上、労働基準法第26条に定める休業手当を支払う必要性の有無については、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するかどうかによって判断されます。

※なお、休業手当を支払う必要がないとされる場合においても、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分検討するなど休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります、休業手当の支払が必要となることがあります。

問4 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。

具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認ください。

問5 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」でご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

なお、これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

「帰国者・接触者相談センター」の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

問6 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。

一方、例えば熱が37.5度以上あることなど一定の症状があることのみをもって一律に労働者を休ませる措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

問7 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱いは、労働基準法上問題はありませんか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないもので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、事業場の就業規則などの規定に照らし適切に取り扱ってください。

問8 新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するでしょうか。

ご質問については、新型コロナウイルスに関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性・必要性などを勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の新型コロナウイルスが指定感染症に定められており、一般に急病への対応は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。

ただし、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。

問9 新型コロナウイルスの感染防止のため、自社の労働者にテレワークを導入したいと考えていますが、どこに相談したらよいのでしょうか。また、どのような点に留意が必要でしょうか。

概要

一本鎖（+）RNAウイルスで、2019年12月31日に最初に世界保健機関（WHO）に報告された。新型コロナウイルスは、2019年～2020年にかけてアウトブレイク中の中国・武漢市で肺炎患者の核酸検査陽性患者サンプルにより、ゲノム配列が決定された。

2020年1月20日、病原体を調査している中国・国家衛生健康委員会（NHC）専門家グループ長の鍾南山は、広東省でヒトからヒトへの感染が確認されたと発表した。新しいコロナウイルスに対して、特定の治療法は現在利用できないが、既存の抗ウイルス薬を流用することはできるとしている。

このコロナウイルスは、2019年～2020年中国武漢における肺炎の流行の原因ウイルスとなっており、東アジア・東南アジアを中心とし世界各地に拡散しつつある。ただし、2020年1月下旬時点での主要なアウトブレイクは中国大陆に限局されている。

WHOは同年1月23日の緊急委員会で「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当するかどうかの判断を先送りしていたが、1月31日には中国国外にも感染拡大の懸念が出てきていることから、一転して同緊急事態を宣言した。

特徴

中国の研究者が報告した主症状は1月21日判明分で、40℃程度の高熱(98%)、乾いた咳（76%）、息切れ（55%）などである。他に、全身倦怠感、吐き気、筋肉痛等を催すと報告されている[55][56]。顕著な合併症は肺炎である。しかし症状がないまま濃厚接触をしてしまう事が度々ある。

他のコロナウイルス科ウイルス感染症との鑑別は外観所見上からは難しい。ただし、発熱せずに死亡した患者もいるので、発熱検知装置だけで検出できない可能性もある。また、無症候キャリアが感染能を持つ可能性もある。

入院患者では呼吸困難や胸の圧迫感も多い。また、入院時のバイタルサインは比較的安定している。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主が対象です。

<「影響を受ける」事業主の例>

- ・ 中国人観光客の宿泊が無くなった旅館・ホテル
- ・ 中国からのツアーがキャンセルとなった観光バス会社等
- ・ 中国向けツアーの取扱いができなくなった旅行会社

※総売上高等に占める中国(人)関係売上高等の割合は、前年度または直近1年間(前年度が12か月ない場合)の事業実績により確認しますので、初回の手続の際に、中国(人)関係売上高等の割合を確認できる書類をご用意ください。

【特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

① 休業等計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年3月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとします。

② 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較し、中国(人)関係売上高等の割合を、事業所設置から初回の計画届前月までの実績で確認します。



助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,335円が上限です。（令和元年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

◆受給手続き◆（下の表参照）

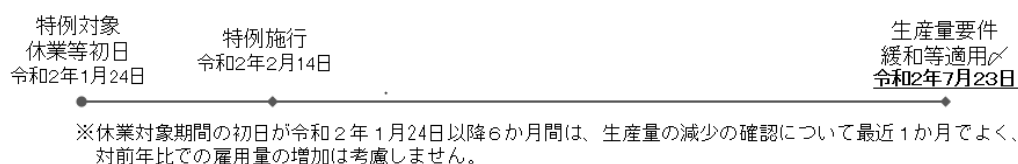
- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う休業等の計画届を提出する場合、令和2年3月31日までに提出されたものについて、休業等の前に提出されたものとして取扱います。
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

※判定基礎期間とは、計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。

【 特例対象期間のイメージ図 】

新型コロナウイルス感染症

- ①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（令和2年1月24日～6か月）



- ②計画届の事後提出（施行日以降～令和2年3月31日）



【補足】
計画届の事後提出以降は、休業等を行う場合、通常どおりの事前提出となりますが、計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年7月23日まで適用されます。
がが休業日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。

※令和2年3月31日までは、令和2年1月24日以降を初日とする休業等について、計画届を事後提出できます。

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること。
- 同一事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月以上の者の休業等が支給対象。

詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。

●国 税 だ よ り

○申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限について令和2年4月16日(木)まで延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日(木)まで延長することといたしました。

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等

作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。

また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

（還付申告の例）

- ・給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方等

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

○消費税の軽減税率制度について

消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されています。

軽減税率の対象品は、大きく分けて①飲食料品（酒類・外食等を除いたもの）、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）の2つです。

なお、消費税の申告が必要な課税事業者の方は、売上げや仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があるほか、申告に当たり仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として区分経理に対応した帳簿

及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。

また、消費税の申告の必要がない免税事業者の方も、取引先から区分記載請求書等の交付を求められる場合がありますので、対応が必要です。

軽減税率制度の対象品目や区分経理・記帳、申告書の作成方法等に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

おって、ご不明な点は、軽減コールセンター（電話 0120-205-553）、又は最寄りの税務署にお尋ねください。

○大分税務署 （電話 097-532-4171）※自動音声案内

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和2年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

試験種別			講習内容		講習料		講習実施月日	
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	4月	5月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科（学科・実技）	6日	26H	99,000	4,565	13日～17日	14日～15日と
		実技のみ	6日	9H	90,200		20日	18日～21日
技能講習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 （3ヶ月以上）	3日	14H	49,500	1,400	13日～14日 30日～5/1日	20日～21日
		全科（学科・実技）	6日	38H	93,500	1,400	1日～3日と 6日～8日 20日～23日と 27日～28日	11日～15日と 18日 25日～29日と 6/1日
		解体用 登録第3－21号	車両系（整地等・旧解体）技能講習所持者	1日	5H	165,200	1,570	1日
	不整地運搬車 登録第3－23号	車両系（整地等）技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,570	16日～17日	7日～8日
	高所作業車 登録第3－22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,880	7日～8日 21日～22日	11日～12日 25日～26日
		普通運転免許所持者	3日	14H	38,500	1,880	7日～9日 21日～23日	11日～13日 25日～27日
		普通運転免許なし	3日	17H	47,300	1,880		
	小型移動式クレーン 登録第3－20号	玉掛・床上クレーン技能講習 クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,340	1日～3日 15日～17日 27日～28日と 30日	12日～14日 26日～28日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,340		
	玉掛 登録第41号	小ク・床上クレーン技能講習 移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	8日～10日 22日～24日	20日～22日
		免除なし	3日	19H	24,200	1,650		
	フォークリフト 登録第4－1号	フォークリフト特別教育（3ヶ月） 大型特殊免許所持者（キャタピラ限定なし）	2日	11H	16,500	1,650	6日と10日 20日と24日	11日と15日
		大型・中型・普通運転免許所持者	4日	31H	29,700	1,650	1班 6日～9日 20日～23日	11日～14日
							2班 6日と 13日～15日	
							土・日 18日～19日と 25日～26日	
	普通運転免許なし	5日	35H	30,800	1,650			
	ショベルローダー 登録第4－2号	大型特殊免許所持者（キャタピラ限定なし）	2日	11H	15,120	1,836	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。	
		大型・中型・普通運転免許所持者	5日	31H	31,320	1,836		
特別教育	クレーン等（吊り上げ過重5トン未満）		2日	13H	12,100	1,705	30日～5/1日	7日～8日 28日～29日
	小型車両系（機体質量3トン未満）		2日	13H	12,100	1,340		18日～19日
	ローラー（制限なし）		2日	10H	12,100	1,360	13日～14日	19日～20日
	フォークリフト（最大荷重1トン未満）		2日	12H	11,880	1,650	27日～28日	
職長・安全衛生責任者教育			2日	14H	12,100	1,540	2日～3日 27日～28日	13日～14日
熱中症予防労働衛生教育			1日	3.5H	4,400	1,430	3日	1日

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様

技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。
建設労働者確保育成助成金(大分労働局 大分助成金センター)

- 1 中小建設事業主であること。
- 2 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
- 3 受講者が被保険者であること。
- 4 労働保険料を滞納していないこと。

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 大分産業機械技能教習所
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

陸災防だより

令和2年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。(講習月の2ヶ月前から受付開始)

- | | |
|--|--|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号 | 6月17日(水)・18日(木)
10月26日(月)・27日(火)
1月21日(木)・22日(金) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) | 7月13日(月) |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) | 9月11日(金) |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) | 10月16日(金) |

※各々定員になり次第締め切ります。

【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩し実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写	5,500円	1,595円

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm

写真の裏に氏名
を記入のこと。

デジカメ 不可
カラーコピー 不可

写真1枚
(貼らないこと)

受講 年月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男・女	※ 修了証 交付	番 号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日			
現住所	〒 [][][] - [][][][]		TEL	— —
			携帯電話	— —
			FAX	— —
勤務 先	所在地	〒 [][][] - [][][][]	TEL	— —
			FAX	— —
	フリガナ 名 称		※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ケ月 ⑩

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。

2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。

〔 特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。 〕

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	⑩

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 / 受講料	テキスト代	合計	円	

令和２年度「安全衛生標語」募集のご案内

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、令和２年11月12日(木)に広島県広島市にて開催する第56回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会において顕彰するとともに、当協会のホームページや広報誌「陸運と安全衛生」で公表いたします。

なお、入選作品は、当協会の安全ポスターのスローガン等に用いる他、企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

皆様から多数の応募をお願いします。

記

1. 募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

2. 主 催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

3. 標語のテーマ

次の３部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるもの

(1) 「荷役」部門…荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止に関するもの
- ② 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
- ③ 高年齢労働者の荷役労働災害防止に関するもの
- ④ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- ⑤ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
- ⑥ フォークリフト、ロールボックスパレット等による災害防止に関するもの

(2) 「交通」部門…交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）に関するもの
- ② 高年齢運転者の交通労働災害防止に関するもの
- ③ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの

- ④ 交通KY（交通危険予知活動）の実施に関するもの
- ⑤ 安全運転の実施に関するもの
- (3) 「健康」部門…健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
- ② ストレスチェック等のメンタルヘルス対策に関するもの
- ③ 過重労働対策（恒常的時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底に関するもの
- ④ 腰痛予防に関するもの

4. 応募の資格

次のいずれかに該当する方（家族の方を含みます。）

- (1) 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
- (2) 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員・従業員である方
- (3) 当協会支部の役職員の方

5. 応募の方法

- (1) 作品は、自作で、未発表のものに限ります。

どの部門についても応募いただけますが、1部門の作品数は、お一人につき、3点以内としてください。

- (2) 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。「令和2年度『安全衛生標語』募集のご案内」のページをお開きください。

この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で何人かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、「事業場一括応募用」の用紙をお使いください。

- (3) ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、必ず次の事項を記載した内容のものでご応募ください。

- ① 応募者の氏名とふりがな

- ② 応募者の勤務先

勤務先名（例えば、〇〇会社〇〇支店〇〇…〇〇課）

勤務先の住所・郵便番号と電話番号

- ③ 応募する部門の別（「荷役」、「交通」、「健康」）

事業場で何人かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、どの作品がどの方のものであるかも明らかにしていただき、また、応募の取りまとめをされた方の氏名と連絡先も記載してください。

- (4) 記入を終えた上記(2)又は(3)の応募用紙等は、Eメール、ファックス、郵送（葉書、封書）

等の方法により、当協会あてお送りください。

- (5) 上記(2)又は(3)の応募用紙等に記載された個人情報、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のために利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

6. 募集の締切

令和2年4月30日(木)

郵送による場合は、4月30日当日までの消印のあるものを有効とします。

7. 入選作品

- (1) 入選作品数は、次のとおりとし、また、入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	入選作品数	賞品
最優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	2万円分の図書カード
優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	5千円分の図書カード

- (2) 令和2年6月上旬に、当協会において入選作品を決定して、ご本人又は応募の取りまとめをされた方に通知いたします。なお、作品の文言について、より具体的かつ簡明な表現となるように、若干の変更をお願いする場合があります。

令和2年11月12日(木)開催の第56回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会の式典で、入選作品とともに、入選者の方に対する顕彰を行います。また、代表1名の方については、式典当日、当協会の会長から直接、壇上にて表彰状及び賞品をお渡しいたします。なお、自宅（又は職場）から大会会場（広島県広島市）までの往復の交通費及び宿泊費は、ご負担いただきますようお願いいたします。

- (3) 入選作品は、令和2年6月に、当協会のホームページや広報紙「陸運と安全衛生」で公表します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社、団体等の名称、所属する都道府県支部名を含みます。）。

- (4) 入選作品の著作権は、当協会に属するものとします。

また、入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等でスローガンとして用います。

8. 応募先・お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 総務部 広報課

TEL:03-3455-3857

FAX:03-3453-7561

E-mail: r2hyougo@rikusai.or.jp

【ホームページ】

<http://www.rikusai.or.jp/>

お知らせ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和2年度 土曜開業日カレンダー ◇

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

(注: 数字のみは開業日、■は休業日、○は祝日・休日を表しています)

独立行政法人 自動車事故対策機構

大 分 支 所

〒870-00905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階

☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156

<http://www.nasva.go.jp>

当協会ホームページが 新しくなります！

皆さん
ご活用ください！

当協会では、広報事業の一環として、ホームページの利用促進をより向上させるため、**令和2年4月1日**からリニューアルします。リニューアルのポイントは以下のとおりです。

1.スマートフォン・タブレットでも見やすい。

デザインを一新し、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットでも見やすいページ構成になりました。



2.ホームページから適性診断 予約状況が確認できます！

web上で協会の適性診断予約状況を確認できます。

※こちらの適性診断は一般診断のみとなります。
また、NASVAへの予約とは異なります。

Gマーク取得・更新時期は予約が重なりますので、お早めにご予約ください。

3.ホームページから交通情報を 確認できます！



4.より充実した内容に！

日頃お問合せの多い内容について、項目ごとに掲載しています。

助成事業・運輸局への提出資料等、各種必要書類がダウンロードできます。

会員の皆様へ



5.メルマガ登録をお願いします。

現在、毎月会員向けの情報をメールマガジンにて配信しております。

ホームページからのご登録をお願いします。

現在、当協会ホームページでTOPページ以外をお気に入り登録されている方は、再登録をお願いします。

お問い合わせ

(公社)大分県トラック協会 事務局

TEL 097-558-6311



自動車運送事業に係る 令和元年度第2回運行管理者試験の中止について

我が国において新型コロナウイルスの感染が拡大する中、今まさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期を迎えており、感染拡大防止のために徹底した対策を講じることが求められおります。

こうした状況を踏まえ、受験者による集団感染を防ぐため、自動車運送事業（旅客自動車運送事業・貨物自動車運送事業）に係る、公益財団法人運行管理者試験センターの令和元年度第2回運行管理者試験（令和2年3月1日(日)）は、中止となりました。

受験者の皆様には、ご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、今後の日程等につきましては、感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて公表いたします。

【参考】

公益財団法人運行管理者試験センター
(<https://www.unkan.or.jp>)

【お問合せ先】

○公益財団法人運行管理者試験センター
TEL:03-6803-4323 FAX:03-6803-4324
○国土交通省 自動車局 安全政策課
TEL:03-5253-8111（内線 41633）
直通 03-5253-8566
FAX:03-5253-1638

会員名簿訂正方のお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
1	(有)大平運輸 大分市向原沖1-1-14	大分市向原沖1丁目1番41号	住所の訂正
4	上田重建(有)		一般・利用取得
7	(株)テクノ大分豊海営業所 大分市豊海3丁目1994-192	(株)テクノ大分西営業所 大分市大字勢家字芦崎1098番223	名称の変更 住所の変更
8	総合警備保障(株)大分支社 小宅 敦雄	鍵元 智之	代表者の変更
28	(株)NSUトランスポート		一般取得
28	NAKAMURA EXPRESS(株)中津営業所 TEL 080-3451-9511 FAX 0977-75-8712	TEL 0978-25-9017 FAX 0978-25-9018	TEL 番号の変更 FAX 番号の変更
40	三坂商事 豊後大野市三重町赤嶺1151番地98	豊後大野市三重町百枝字牟礼越2913番1	住所の変更

「トラック運送業界の景況感（速報）令和元年10月～12月期」 （令和2年2月調査の公開について）

公益社団法人全日本トラック協会は、「トラック運送業界の景況感（速報）令和元年10月～12月期」のとりまとめが終了し、公開しました。

上記の調査報告は、2月13日より全ト協ホームページにて公開いたしましたので、必要の際はHPよりダウンロードして出力していただきますようお願いいたします。

全ト協ホームページリンク先

◆「第108回トラック運送業界の景況感（速報）令和元年10月～12月期」

http://www.jta.or.jp/chosa/keikyo/keikyo_pdf/keikyo1910_12.pdf

燃 料 情 報

令和2年1月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格（円）

	価 格（県内）		
	最 高	最 低	平 均
スタンド平均	124.0	98.0	110.2
ローリー平均	115.0	95.0	100.8
カード平均	118.5	100.8	106.8

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	12	35.3
出 光	6	17.6
昭 和 シ ェ ル	4	11.8
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	5	14.7
そ の 他	7	20.6
合 計	34	100.0

月		19年											20年
区分		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
スタン ド平 均	大 分	109.4	108.8	112.9	114.3	112.2	109.8	106.9	108.1	105.9	107.7	108.3	110.2
	全 国	103.7	106.8	108.2	109.7	105.3	105.1	103.8	102.7	103.2	104.2	105.7	107.9
ローリー 平 均	大 分	97.9	101.2	103.2	102.6	99.1	98.2	96.7	96.7	97.1	97.9	99.9	100.8
	全 国	94.9	97.3	100.1	101.2	96.1	95.7	94.0	94.0	94.1	95.6	97.6	99.4
カ ー ド 平 均	大 分	101.4	105.5	107.2	109.2	104.3	105.0	103.5	102.0	104.4	103.9	106.6	106.8
	全 国	101.8	105.1	106.3	107.8	104.3	103.5	101.0	101.3	101.5	102.4	104.5	106.7

注）平均価格は県ト協、全ト協調べ（消費税抜きの価格）

注）スタンド：スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表

(令和2年1月)

令和2年2月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和2年1月

単 純 計 算 表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	111.27	100.72	107.40

令和2年1月

元 売 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX 日 鉱 日 石	112.03	99.94	106.42
出 光	109.54	100.64	109.75
昭 和 シ ェ ル	113.86	101.73	106.95
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	112.25	99.60	104.65
そ の 他	109.49	102.17	107.97

令和2年1月

購 入 量 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	111.64	100.97	108.05
30～50キロリットル未満	103.50	101.83	102.20
50～100キロリットル未満		98.90	
100キロリットル以上		99.90	103.55

令和2年1月

支 払 期 限 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	108.38	100.65	105.28
30～60日 未 満	114.17	101.01	108.31
60 日 以 上	108.38	100.00	105.37

軽油価格推移表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和元年9月	105.06	95.02	101.83
令和元年10月	105.98	95.82	102.98
令和元年11月	106.56	97.03	103.52
令和元年12月	107.02	99.78	105.22
令和2年1月	111.27	100.72	107.40

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（3月15日～4月15日）

日	曜	行 事
16	月	労働委員会（13:30 大分県トラック会館）、物流効率化シンポジウム（13:30 オリエンタルホテル福岡博多ステーション）
17	火	
18	水	第2回適正化事業委員会（13:30 大分県トラック会館）、大分県ラウンドアバウト検討委員会（13:30 コンパルホール大分）
19	木	全ト協 第4回各トラック協会ダンプトラック部会長会議（14:30 全日本トラック総合会館）
20	金	春分の日
21	土	
22	日	
23	月	第2回労働時間管理適正化指導員会議（14:00 大分労働局）
24	火	
25	水	正副会長会、第2回定時理事会、大分県トラック事業政治連盟理事会、総務・企画委員会
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	
4/1	水	
2	木	
3	金	2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る事前説明会【西ブロック】（13:00 大阪府トラック総合会館）
4	土	
5	日	
6	月	春の全国交通安全運動（4月15日(水)まで10日間）
7	火	
8	水	
9	木	全国専務理事業務連絡会議（12:00 全日本トラック総合会館）
10	金	
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	「女性部会」設立披露式（11:50 大分センチュリーホテル）、全日本トラック協会及び都道府県トラック協会の新規採用職員研修（13:00 全日本トラック総合会館）、鉄鋼・重量部会「役員会」（13:30 大分県トラック会館）
15	水	陸災防 令和2年度補助事業事務担当者会議（13:00 メルパルク東京）

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	180	
2	運転日報 (応用)	100枚	330	
3	乗務日報	100枚	280	
4	日常点検記録簿	1冊	160	
5	日常点検記録簿 (トレーラ)	1冊	160	
6	点呼記録表 (25名用A)	100枚	620	
7	点呼記録表 (25名用B)	100枚	620	
8	点呼記録表 (12名用A)	100枚	360	
9	点呼記録表 (12名用B)	100枚	360	
10	点呼記録表ファイル (12名用)	1個	1,330	
11	点検整備記録簿	1冊	310	
12	車両管理台帳	1冊	230	
13	運転者台帳	50枚	510	
14	運転者台帳 索引	1枚	25	
15	運転者台帳ファイル	1冊	820	
16	運行管理者届	1枚	60	
17	整備管理者届	1枚	60	
18	運行管理規程	1冊	210	
19	整備管理規程	1冊	160	
20	タコチャート紙 M7-120	1箱	620	
21	タコチャート紙 M7-140	1箱	620	
22	タコチャート紙 M26-120	1箱	620	
23	タコチャート紙 M26-140	1箱	620	
24	ゼ口旗	1枚	1,530	
25	安全旗	1枚	1,530	
26	運送約款 (掲示用)	1枚	110	
27	運送約款 (冊子)	1冊	165	
28	運行指示書 (輸送文研社)	1冊	490	
29	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	410	
30	事故報告書	1枚	210	
ご住所 (〒)			お電話 () -	
貴社名			担当者名	

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

引越事業者選びで悩んだら、 このマーク

人生のうちに何度もない引越だから、いい事業者と出会い、安心して納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから全日本トラック協会では平成 26 年度より「引越事業者優良認定制度」を開始いたしました。この制度は、引越前の下見や見積り、確かな作業などに関する“引越のルール”を守る事業者を、全日本トラック協会が引越優良事業者として認定するもので、優良事業者には「引越安心マーク」を交付します。



引越安心マーク

引越の
ルール

1

しっかり下見

事前にお客様のお宅へお伺いし、荷物の量などから作業の段取りを提案します。



引越の
ルール

2

きちんと見積り

下見に基づいた運賃・料金を提示します。契約の重要事項(約款)を説明します。



引越の
ルール

3

確かな作業

建物や家具など適切な保護を行い、安全に運びます。



引越の
ルール

4

お客様窓口を設置

万が一、トラブルがあった際ご相談を頂ける窓口を本社(本部)に設けています。



「引越安心マーク」は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。下見・見積り・確かな作業など、“引越のルール”を守る事業者であることのしるしです。

詳しくは…

引越安心マーク



令和2年春、引越をご検討のお客様!

分散引越にご協力をお願いします!

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。
特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。



3月

2020年引越混雑予想カレンダー

4月

日 月 火 水 木 金 土

1 2 3 4 5 6 7

8 9 10 11 12 13 14

15 16 17 18 19 20 21

22 23 24 25 26 27 28

29 30 31

日 月 火 水 木 金 土

1 2 3 4

5 6 7 8 9 10 11

12 13 14 15 16 17 18

19 20 21 22 23 24 25

26 27 28 29 30

特に混み合うことが
予想されます

特に混み合うことが
予想されます

特に混雑が予想されます

混雑が予想されます

やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します